

会員業務仕様書

第1条（会員への業務の委託）

広川・湯浅広域シルバー人材センター（以下「センターという。」）が（以下「地方自治体」という。）から指定を受けて の業務を行うに当たっては、センターの会員である別添会員が、センターからの依頼を受けて、下記（1）に掲げる業務について、（2）から（4）までに定めるところにより、地方自治体のために従事するものとする。

（1）（業務の内容）

会員の行う業務については、 の内容とする。

（2）（会員業務委託料）

地方自治体は、会員が行う就業の対価として、当該業務を実施する会員に対して、 円を支払う。

（3）（就業を行う場所）

会員が就業を行う場所については、 とする。

（4）（就業期間）

就業期間については、令和 年 月 日までとする。